就労準備支援事業について

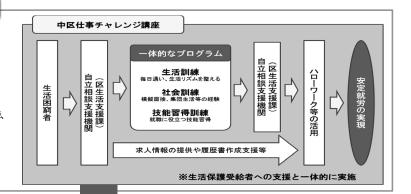
事業の概要

- 一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業(就労準備支援事業)を創設。
- 福祉事務所設置自治体の事業(社会福祉法人等へ委託可)。最長で1年の有期の支援を実施。
- 生活習慣形成のための指導・訓練(日常生活自立)、就労の前段階として必要な社会的能力の習得(社会生活自立)、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援(就労自立)の3段階。事業の形式は、通所によるものや合宿によるもの等を想定。

支援のイメージ【横浜市】

横浜市における就労準備支援事業 (中区仕事チャレンジ講座)

- 平成23年10月から、中区生活支援課で新たな 就労支援プログラムを開始(当初は、生活保 護受給者に対する就労意欲喚起事業として実 施)
- 民間団体や地域と連携し、生活訓練、社会訓練、技能習得訓練の3つを一体的なプログラムとして実施。
- 平成27年1月現在、289人が受講し、うち 248人が修了。(その後の就労支援で156人 か就職。就労率63%)



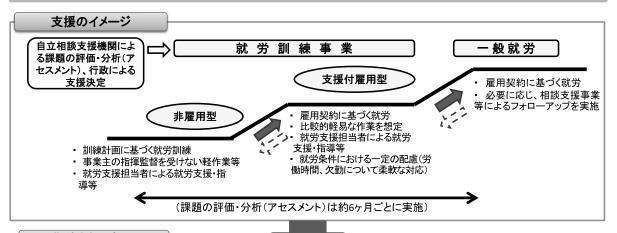
期待される効果

○ 生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得 が可能となる。

就労訓練事業(いわゆる中間的就労)の推進について

事業の概要

- 社会福祉法人、消費生活協同組合、NPO法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた就 労の機会(清掃、リサイクル、農作業等)の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者 による一般就労に向けた支援を実施。
- 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。
- 〇 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組み。
- 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇、優先発注、研修によるノウハウの提供等を総合的に実施。



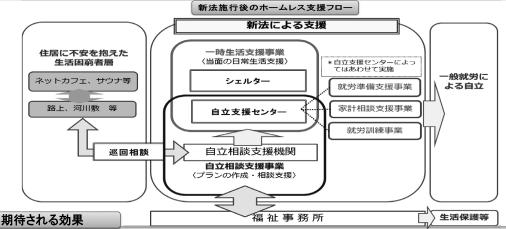
期待される効果

○ 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

一時生活支援事業について

事業の概要

- 一時生活支援事業は、現在、各自治体においてホームレス対策事業として実施しているホームレス緊急一時宿泊事業 (シェルター)及びホームレス自立支援センターの運用を踏まえ、これを制度化するものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間(最大で6ヶ月間)に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- ※ 職員配置に係る費用については、一時生活支援事業には含まれておらず、自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施(自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置)。



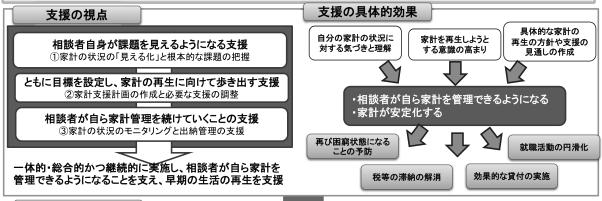
自立相談支援事業と緊密に連携し、又は一体的に運用することにより、利用中に、課題の評価・分析(アセスメント)を実施し、就労支援、更には就労につなげるなど、現行以上の効果的な支援を行う。

➢ 住居を持たない生活困窮者に衣食住というサービスを提供するとともに、状況によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立。

家計相談支援事業について

事業の概要

- 福祉事務所を設置する都道府県又は市町村は、家計相談支援事業を任意で実施。家計相談支援事業は、 家計表等を活用し、家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、相談者の状況に応じた支援プランを作成。 具体的な支援業務として、
 - ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
 - ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
 - ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
 - ④ 貸付のあっせん 等を行う。
- 福祉事務所設置自治体が直接実施するほか、地域の社会資源の状況に応じて社会福祉協議会や消費生活協同組合等 の貸付機関等に委託が可能。



期待される効果

○ 家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着を支援。

子どもの学習支援事業について

事業の概要

○ 貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を 実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施ができるものとする。

支援のイメージ(現行の学習支援に関する取組例)

平成26年度においては、184自治体において生活保護受給 世帯等の子ども及びその保護者に対し、以下の取組を実施。

- 進路相談、中退防止のための支援を含む学習支援
 - ・学習教室においてボランティアによるマンツーマンの学習支援
- ・家庭訪問による進学の助言、養育支援
- 居場所の提供
 - ・日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援



相模原市 の学習支援事業の取組例

【若者すだち支援事業】(学習教室の例)

生活保護受給世帯等の主に中学生を対象に、学習教室を開催。 元中学校教員をコーディネータとして配置し、大学生ボランティア がマンツーマンで支援。毎回担当ケースワーカーも参加。

教室と併せ、夏合宿、クリスマス会、 いも堀りなどのイベントも開催。

【実績】平成25年度は市内5カ所で開催。 生活保護受給世帯の中学生中学3年生 の対象者162人のうち、46人が参加。 うち44人(96%)が高校へ進学。

【若者自立サポート】(居場所づくりの例)

【高知チャレンジ塾】

学習支援を実施。

生活保護受給世帯等の高校生、高校中退者等を対象に、居場所を確保。相談支援、学習支援や学びなおし、商店街等との協働によるボランティアが活動などへの参加により、幅広い生活自立支援を行う。

【実績】平成26年度は市内4カ所で居場所(拠点)を確保。

高知市 の学習支援事業の取組例

生を対象とした学習支援を実施。

福祉部局と教育委員会が連携し、生活保護受給世帯の中学

市が雇用した就学促進員が定期的に家庭訪問し、保護者へ

事業参加への働きかけ等を行うとともに、民間団体に委託して、

教員OB・大学生などの学習支援員が週2回程度、市内5カ所で

【実績】平成25年度は生活保護受給世帯の中学生271人が参加。中学3年生55人のうちすべてが高校へ進学。





商店街での清掃ボランティア

3. 生活困窮者自立支援制度関係予算